



枚方市公民連携ガイドライン



令和3年5月
枚方市 総合政策部

はじめに

公民連携とは

枚方市では、公共的課題の解決に向け、多様な主体と連携・協力する「協働」の取り組みを進めています。

その中でも、企業・大学・研究機関といった民間事業者との連携について「公民連携」と位置付けています。

公民連携をよりスムーズに

最近になって「公民連携」という言葉をよく聞くようになりましたが、以前より存在する考え・手法です。

市では、よりスムーズに公民連携を進めるため、令和2年9月に枚方市公民連携プラットフォームを設置し、市役所内の窓口を一本化した推進体制を整えました。

今後は、各部署における施策推進、課題の解消に向けて、民間活力を生かした「公民連携」といった視点を取り入れて、事業の検討や実施を進めていきたいと考えています。



令和3年3月26日
NECとの連携により始まったスマート街路灯の運用。
デジタルサイネージによって情報発信するとともに、ふれあい通りの人の流れを計測しています。

目次

1. 公民連携推進の背景	P 2
2. 公民連携の基本的な考え方・取り組み姿勢	P 3
3. 枚方市公民連携プラットフォームについて	P 4
4. 枚方市公民連携プラットフォームにおける対話の進め方	P 5
5. 公民連携のメリット・強み	P 6
6. 様々な公民連携手法	P 7
7. Q & A	P 8

公民連携推進の背景

我が国は、人口減少、少子高齢化、社会インフラの老朽化といった大きな社会的変化に直面しており、このことは枚方市でも同様です。このような中で、解消すべき行政課題は多様化・複雑化しています。

一方で、予算や人員等、行政の資源やノウハウが限られる中、公共サービスに的確に対応していくためには、まちの課題を行政のみで解決するのではなく、民間活力を生かして解決に繋げる必要があるものと考えます。

まちとして抱える課題の解消を目指すにあたって、行政や民間といったそれぞれの垣根の中で考える必要はないと考えています。まちの課題解消、更なる活性化を考えた場合に、行政のみで取り組むよりも公民連携で取り組む方が有効であれば、公民連携という手法を選択するという考え方のもと、今後もあらゆる主体と協力しながら、「まちの活性化・住民サービスの向上」「事業者の市政・まちづくりへの参画」「新たな価値の創造」といった視点をもって、より良い市政運営に取り組んでいきます。

● 公民連携に関するこれまでの課題

行政と民間との連携は、これまでも取り組んできたところはありませんでしたが、次のような課題がありました。

- ・行政と民間の価値観、取り組みに対する目標の共有が十分でない
- ・民間の能力や創意工夫を生かす仕組みが十分でない
- ・民間との連携に向けた職員の意識の希薄さ・事業に取り組むスピード感がない

● 公民連携の強化に向けた本市の方向性

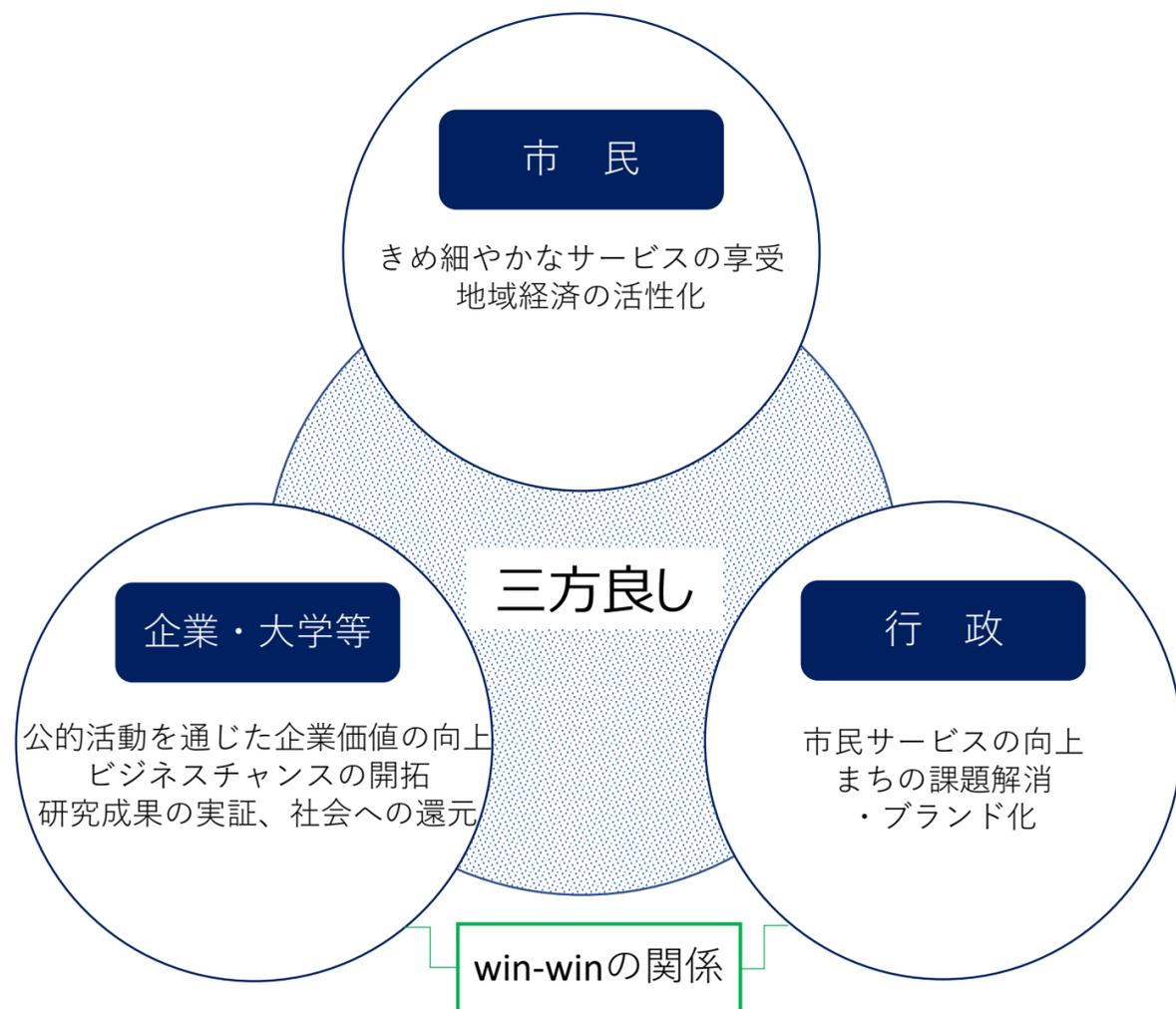
上記のような課題を踏まえ、本市の公民連携の取り組みが行政課題の解決・市民サービスの向上に有効に機能していくよう、このガイドラインに基づきながら、次に掲げる考え方のもとで取り組んでいきます

- ・行政と民間のコミュニケーションを充実させるため、「対話」を重視して取り組みます。
- ・民間が行政と連携するメリットを明確化するなど、参入意欲が高まる環境を作ります。
- ・一元化した窓口を介してスピーディな検討を進めるほか、市全体としての取り組む組織風土の醸成に取り組めます。

公民連携の基本的な考え方

企業が社会的責任として取り組むCSRだけではなく、企業の通常の事業活動の中で社会に価値を生み出すCSV（Creating Shared Value = 共通価値の創造）を取り組みの基本的な考えに設定しています。

行政分野の取り組みと企業の事業活動といったサイクルを組み合わせることで、行政課題の解消と企業の売り上げ向上・企業価値の向上に繋がる新たな価値を生み出すものです。



公民連携の取り組み姿勢

- 対等な関係性
相互の目的を理解しながら、共にまちづくりを進めるパートナーとして認識しています。
- 常に開かれた公平な窓口
すべての企業・大学からの提案はいつでも受け付ける、常に開かれた窓口です。
- 枚方市の資源(リソース)を提供
市有資産や人的支援、広報支援など、市が保有するリソースをフルに活用できるよう環境を整えます。

【公民連携の価値】

▶ 信頼性・信用性

▶ 公共性

▶ 安定性・継続性



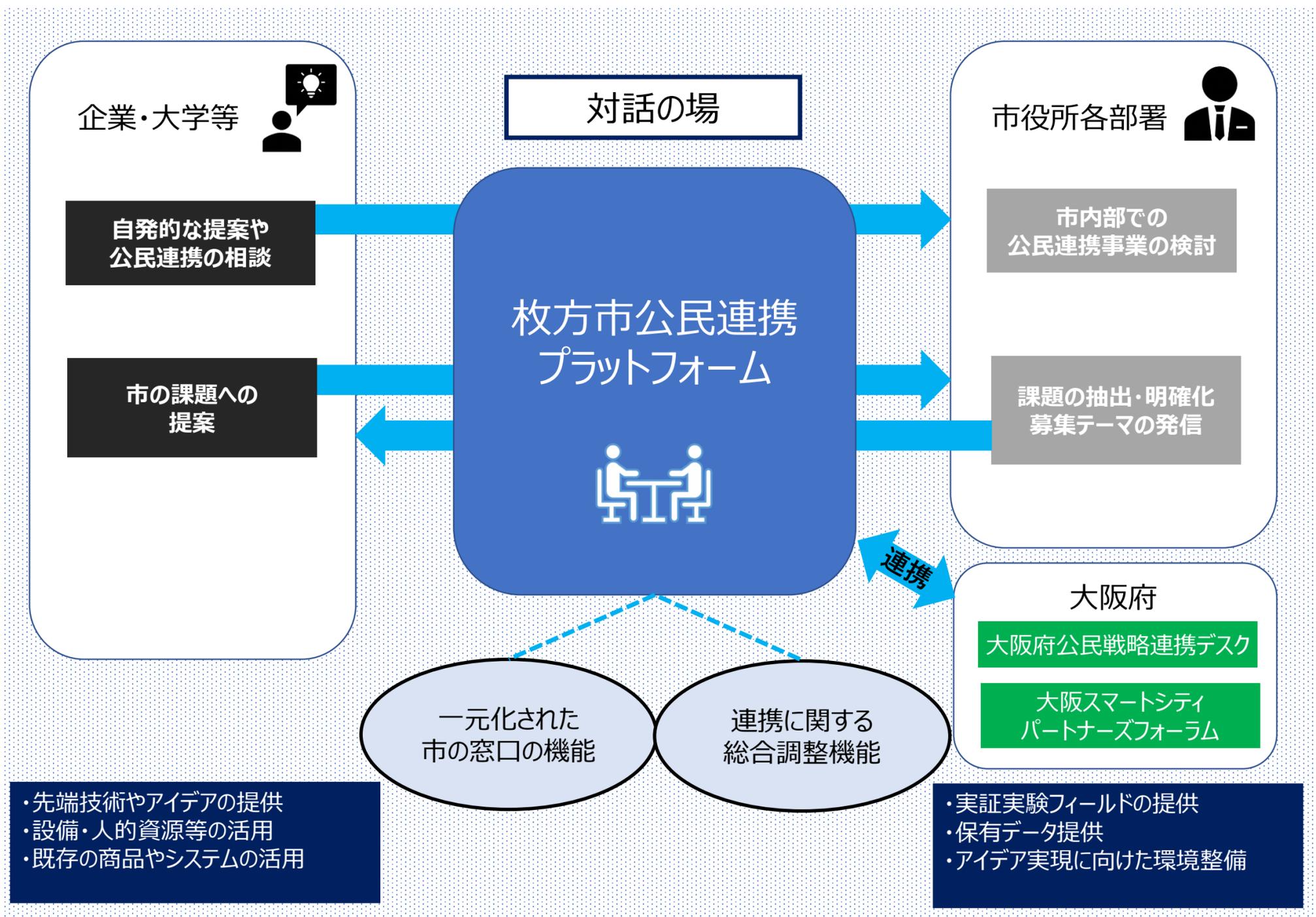
▶ スピード感

▶ 社会変化への対応力

▶ 多彩なノウハウ

それぞれの強みを生かして社会に新たな価値を創造

枚方市公民連携プラットフォームについて



枚方市公民連携プラットフォームの役割

一元化された市の窓口の機能

枚方市が解消したい課題を明確にして公表し、公民連携についての提案を積極的に公募します。

事業者からのあらゆる提案について、公民連携プラットフォームを窓口として内容を聞き、関係部署との共有を進めます。

連携に関する総合調整機能

事業者と市が考えるそれぞれの課題や意向、事業ビジョンを、対話を重ねることによって整理し、速やかな検討に繋げるとともに、オープンデータや実証実験フィールドの提供等、連携事業を円滑に進めるよう、調整の円滑化を図ります。

枚方市公民連携プラットフォームにおける対話の進め方

STEP 1

● 事業者からの提案を一元化した窓口として受付

公民連携により解決したい課題について集約して掲示することで、事業者からの提案やアイデアを随時募集。事業者からの自由提案も含め、提案事業は関係部署と共有して、検討を迅速に進めます。

STEP 2

● 提案内容に関する対話

事業者からの提案内容を確認し、公民連携により課題の解決に繋げる可能性について、担当部署も交えた対話を実施。双方がイメージしている連携の形や目指す効果についてフリーディスカッションを行います。

※対話の結果、連携事業の実現が難しい場合には、提案者に速やかに理由を提示

公民連携のかたちでマッチングができない性質の提案についても、課題に関する情報交換を行うことにより、市による発注や公募による事業化に繋がる可能性もあります。

STEP 3

● 取り組む事業の方向性を確定

行政・事業者それぞれの役割を確認しながら、取り組む手法やゴールを設定。

事業内容や、実施に必要な取り決め事項の内容に応じて、個別連携協定や包括連携協定を締結し、お互いの役割や責任の分担を定めます。 ※協議の上、協定を伴わずに実施するケースもあります。

<個別連携協定>

取り組む内容がひとつの分野に限られる場合は、事業担当部署が窓口となって事業者と個別連携協定を締結

<包括連携協定>

取り組む内容が複数の分野にまたがる場合は、企画政策室が窓口となって事業者と包括連携協定を締結

STEP 4

● 事業サービスの確立・展開

市民サービスの向上に繋がる事業を実施するとともに、成果について広く情報発信を行います。

公民連携のメリット・強み

Point
1

まちの課題解消・住民サービスの向上に向けて効率的かつ迅速に実施可能

- ・「公」と「民」がそれぞれの強みを生かして協力することで、市が単独で実施する場合よりも、目指すまちづくりの目標・課題の解消を効果的かつ速やかに達成する。
- ・予算編成等に捉われず、新たな取り組みについて、いつでも実施可能

Point
2

まちづくりの新たな担い手

- ・新たな手法の導入や、フィールドを整えて民間サービスを市内で展開することで、行政が自ら取り組む方法（直営・委託等）ではなくとも目的を達成する。

Point
3

事業の根拠性を確認

- ・サービスを本導入する前に実証をもって、効果を確認できる。

Point
4

新たな取り組みの先行実施

- ・新たなサービスの実証に協力することで、他市では行われていない取り組みをいち早く体感できるようにする。

その他、民間活力の活用場面

- 指定管理者制度
民間のアイデアやノウハウを生かして、公の施設の管理を行う手法
- 公共施設におけるPPP/PFI
民間の資金・経営能力・技術を生かして公共施設等の建設・運営・維持管理を行う手法
- PFS(pay for success)
社会課題の解決に向けて、民間事業者と市が成果連動型委託契約を締結して、事業を行う手法
- SIB(ソーシャルインパクトボンド)
社会的課題の解決に向けて、民間事業者と市が成果連動型委託契約を締結し、民間事業者が出資者から資金を募り、事業を行う手法
- ネーミングライツ
公共施設等の名称に企業名や商品名、愛称等をつける権利を事業者が付与し、その対価を市が得ることで施設管理や運営に活用する手法

<公民連携プラットフォームの活動範囲>

公有資産の活用による事業創出	民間による公共サービスの提供	民間との新たなパートナーシップ
・広告事業 ・ネーミングライツ など	・指定管理者制度 ・PFI ・PFS ・SIB (ソーシャルインパクトボンド) ・アウトソーシング など	行政と企業等の対話を通じたマッチングによる施策効果の拡張、新たな施策展開



公民連携プラットフォームが主に扱う範囲

Q&A

Q1.特定の民間企業と具体的な事業について話しても問題はないでしょうか。

A1.枚方市公民連携プラットフォームは常に開かれている窓口のため、どの企業に対しても同様の対話を行いますので問題はありません。

Q2.実証事業の場合、期間終了後にサービスを続けたい場合は随意契約となるのですか。

A2.あくまでも機能や効果を検証する取り組みであり、実証期間終了後に実装を考える際には、当該サービスの内容について効果検証を行った上、公募や競争入札等の、公平性を担保した手続に基づく事業者の選定が必要となります。

Q3.枚方市公民連携プラットフォームで市から提案募集や対話を求めるテーマに、制限はありますか？

A3.公約施策をはじめとした施策の推進にあたっての課題の解消や、現在既に取り組んでいる業務の改善、新たな事業やアイデアの実現性の可否を探るための情報交換等、様々な目的で活用できるため、制限はありません。

Q4.連携事業の中で、パートナーとなる特定の事業者は何らかの利益（メリット）が発生することに問題はないですか？

A4.公民連携の取り組みについては、事業者が保有する様々な技術や強みと、市の持つフィールドや情報発信力等の資源を持ち寄ることで、社会課題の解決や価値の創出を目指すものです。取り組みの実施にあたっては、事業者、市ともに目的や課題を共有したうえで、市民等（事業の対象者）、事業者、市のそれぞれに価値の生じる取り組みであることが必要です。

また、公民連携プラットフォームにおいては、連携パートナーとなる事業者からの提案募集の窓口を常に開き、対話の機会及び本市との連携の機会を公平に設けていることから、連携事業の実施は、特定の事業者のみに便宜を図るものではありません。

Q5.有償で実施となる連携事業の取扱いはどうなりますか？

A5.公民連携の取り組みにおいては、市の保有するフィールドや情報、広報・情報発信力等のリソースを活用してパートナーとなる事業者と連携することを想定しています。有償で実施する事業については、当該経費の予算化や、費用支出にかかる手続きを経る必要があります。



枚方市公民連携プラットフォーム

担当：枚方市 総合政策部 政策推進課

〒573-8666

大阪府枚方市大垣内町2-1-20

TEL：072-841-1149 FAX：072-841-3039

メールアドレス：kikaku@city.hirakata.osaka.jp